

奈良県告示第百五十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、  
次のおり介護機関の指定をした。

平成二十四年七月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

名称		主たる事務所の所在地		名称		所在地		指定訪問看護事業者等又は居宅介護事業者若しくは居宅介護支援事業者	訪問看護ステーション等又は居宅介護事業所若しくは居宅介護支援事業所	居宅サービスの種類	指定年月日
株式会社 あすなる	大和高田市大 谷五九八一	株式会社 あすなる	大和高田市大 谷五九八一	株式会社 あすなる	大和高田市大 谷五九八一	株式会社 あすなる	大和高田市大 谷五九八一				
株式会社 雅量	生駒市辻町八 九五―二四	リハビリ デイレぶ す	生駒郡平群町 若葉台五―八 ―一三	株式会社 アクトケ アシステ ム	和歌山県橋本 市隅田町真土 三二五―一	偶田クラ ブ（五條 ―――	五條市今井四 ―――	通所介護及び介 護予防通所介護	平成二十四 年七月一日		
株式会社 ハートフ ルトラス	葛城市林堂二 二五―五	かつらぎ の里	葛城市林堂二 二五―五	株式会社 ハートフ ルトラス	葛城市林堂二 二五―五	葛城市林堂二 二五―五	葛城市林堂二 二五―五	福祉用具貸与、 特定福祉用具販 売、介護予防福	平成二十四 年四月一日		

株式会社 ヤング	株式会社 ヤング	ト
北葛城郡広陵 町沢五二二	北葛城郡広陵 町沢五二二	
ヤングデ イサービ スセンタ ー	ヤング訪 問介護ス テーショ ン	
北葛城郡広陵 町沢五二二	北葛城郡広陵 町沢五二二	
通所介護及び介 護予防通所介護	介護予防訪問介 護	社用具貸与及び 特定介護予防福 祉用具販売
平成二十四 年三月一日	平成二十四 年七月一日	